

市廃審 第01-001号
令和元年 7月16日

市川市長 村越 祐民 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会 長 三 橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第87回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会議録》

- [会議名称] 第 87 回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 令和元年 5 月 29 日 (水) 10 時 00 分～11 時 30 分
- [開催場所] 市川市役所 仮本庁舎 4 階 第 4 委員会室
- [出席委員] 三橋規宏会長、松本定子副会長、金子正委員、青山ひろかず委員、川口美彦委員、岩田元一委員、大川敏彰委員、原木一正委員、安東紀美代委員、柳沢泰子委員、鎌形篤子委員、藤城博樹委員、宮方英二委員 (以上 13 名)
- [事務局等] (1)環境部 大平部長、川島次長
(2)循環型社会推進課 佐久間課長、佐藤主幹、上原主幹、峠越主幹、松丸、福元、佐々木、峯村、水橋
(3)生活環境整備課 西倉課長、守田
(4)生活環境保全課 石橋課長
(5)清掃事業課 二宮課長、長塚
(6)新クリーンセンター建設準備課 阪田課長、河野、小谷
(7)クリーンセンター 伊藤所長、椎名副参事
- [傍聴者] なし
- [会議次第] (1)委嘱辞令交付式
(2)諮問
(3)開会
(4)議題「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」
① ごみ処理の現状と課題について
② 基本計画改定スケジュールと今後の審議会について
(5)報告
① 市川市カラス被害防止条例の施行について
② 次期クリーンセンター施設整備事業について
③ 松戸市クリーンセンター建替えに伴う、松戸市のごみの受入について
(6)その他
(7)閉会
- [配布資料] 資料 1 ごみ処理の現状と課題について
資料 2 基本計画改定スケジュール
資料 3 市川市カラス被害防止条例【概要版】
資料 4 次期クリーンセンター施設整備事業について
資料 5 松戸市クリーンセンター建替えに伴う、松戸市のごみの受入について
参考 1 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要
参考 2 じゅんかんニュース第 42 号

〔会議概要〕 配布した資料に基づき、事務局から報告を行い、これに対して各委員が意見や感想を申し述べる形式で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【委嘱辞令の交付】 午前 10 時 00 分

(省略)

【諮問】

大平部長：本日は会議に先立ちまして、当審議会への諮問書の提出がございます。会議は、その諮問を受けてからの開催となります。

では、佐藤副市長より、よろしくお願いいたします。

佐藤副市長：「市川市一般廃棄物処理基本計画の改定について」、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年条例第 13 号）第 8 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

諮問事項 市川市一般廃棄物処理基本計画の改定について

- (1) 計画の改定における基本的な考え方
- (2) さらになるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方
- (3) その他重点的に取り組むべき事項

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(佐藤副市長より三橋会長へ諮問書を提出)

大平部長：ただいまの諮問につきまして、佐藤副市長よりご挨拶がございます。

よろしくお願いいたします。

佐藤副市長：改めまして副市長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、審議会にご出席いただきありがとうございます。

皆さまには、市民生活に本当に密接に関わりのあるごみ処理について、真摯にご審議いただいておりますことを感謝申し上げます。

市川市では、すでにご案内のとおり、平成 27 年に定めました基本計画に基づいて、ごみの減量・資源化等々の取り組みを進めてきているところでございます。

おかげさまで市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量は概ね目標値に近づいて

まいりました。市民の皆さまのご努力、ご理解のおかげだと思っております。ただ、それ以外の目標値につきましては、まだそこまで至っていないという状況にありまして、さらなる取り組みの工夫が必要かなと感じているところでございます。

そうした中で、これはある意味ありがたいことではありますが、市川市の人口というのはいまだに増加傾向を示しております。このままの勢いと言いますか、このまま普通に伸びていけば50万人都市というのも見えてくるところですが、いずれは減少期をむかえると見込まれてはおりますけれども、本市においては、減ったとしてもそれほど大きな減少にはならないのではないかと、このように見られているところであります。

こうしたことを踏まえますと、やはりごみの処理について、総量の問題、あるいは人口の動き方、そしてかかる経費、こういったものを本当に幅広く考えていかななくてはならないのではと感じております。

また、今は廃プラの輸出規制などの問題もありまして、こういう面から見れば資源化の取り組みについてもより広く深く検証していかななくてはならないと感じております。

このようなことを踏まえまして今回、今ある基本計画について根本的に見直していくことが必要であろうと考えまして、今回の諮問に至った次第でございます。

皆さまの広いご経験やご見識、またそれぞれのお立場からのご意見で活発にご審議くださいますようお願い申し上げたいと思います。そして、これからも本市の廃棄物行政につきまして、お力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいいたします。

大平部長：誠に申し訳ございませんが、佐藤副市長は次の会議がございます。ここで退席させていただきますので、ご了承ください。

佐藤副市長：よろしく申し上げます。
失礼いたします。

【開 会】

【環境部門組織改正及び人事異動報告】

上原主幹：続きまして、本年度4月の組織改正について報告いたします。

まずは組織改正により、環境部と清掃部が統合され、環境部として当審議会の事務局を取り扱うこととなりました。

環境部に属する課として、循環型社会推進課、清掃事業課、クリーンセンターと環境保全課から名称変更となった生活環境保全課、清掃施設計画課から名称変更となった新クリーンセンター建設準備課、新設された生活環境整備課の6課となっております。

次に、本年度4月の人事異動について報告いたします。
生活環境整備課長として、西倉が着任しております。
生活環境保全課長として、石橋が着任しております。
クリーンセンター所長として、伊藤が着任しております。
循環型社会推進課、清掃事業課、新クリーンセンター建設準備課の所属長については変更がございませんので、配布しております名簿にてご案内させていただきます。

以上で、組織改正及び人事異動の紹介を終了いたします。

なお、私、循環型社会推進課 上原と、松丸、福元、佐々木の4名が事務局を務めさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

【配付資料確認】

それでは、席の配置を一部変えさせていただきます。
その間に本日お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

－ 資料を読み上げ －

不足している資料がございましたら、事務局までお申出ください。

【会長へ議長依頼】

これ以降の議事進行は、当審議会規則第3条の規定に基づき、三橋会長に議長をお願いしたいと存じます。
よろしくお願いいたします。

三橋会長：それでは、ただ今から「第87回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開会いたします。
審議を始める前に確認ですが、本日の最大のテーマは一般廃棄物処理基本計画の諮問です。

諮問は誰がするのかと言えば、市長がするものです。国でも、環境省とか、経産省などでも、行政の長である大臣が諮問し、それに対して審議会が諮問に応じて答申するという仕組みになっています。

したがって、最初に諮問する時は、市長が直接お出ましいただいて、委員の皆さまにお願いするのがルールです。

何かやむをえない事情があって、副市長が市長のかわりに諮問内容について説明したわけですが、本来は市長自身が諮問の理由を説明するのがルールです。それが審議会の重みを確保する上で大切なポイントなのです。

委員の皆さまも、改めてここで、諮問と答申の意味を胸に刻んでおいていただきたいと思います。

それでは、本日の会議を始めるにあたって事務局から報告事項について説明していただきたいと思います。

上原主幹：本日の会議につきましては、大石 恭子委員、昨年10月に就任していただいた森田 直樹委員の2名の委員が所用にて欠席されていますけれども、委員15名の方の半数以上が出席でございます。

当審議会規則第3条第2項に定める会議開催の要件を満たしておりますので本会議は成立いたします。

なお、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了承ください。以上でございます。

【事務局への資料説明依頼】

三橋会長：それでは早速、本日の議題として、市長から諮問された市川市一般廃棄物処理基本計画の改定について、事務局から説明していただきます。

まず、ごみ処理の現状と課題について、資料1の1ページから9ページまで説明していただきたいと思います。

【議題（1）】（ごみ処理の現状と課題について：資料1 1～9ページ）

佐久間課長：それでは、資料1 ごみ処理の現状と課題についてご説明いたします。

はじめに、昨年度のごみ排出量や処理量の実績なども踏まえて、現状と課題について主なポイントをご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

最初に人口とごみ総排出量の推移についてでございます。

人口につきましては、現計画の基準年である平成25年度と比較しまして約23,000人、4.9%増加しており、増加傾向を示しております。前年度との比較では、約3,000人の増加となっております。

次に、ごみ総排出量につきましては、現計画の基準年である平成25年度と比較しまして、約8,000トン、5.4%減少しており、減少傾向にあるといえます。

前年度との比較では、約450トンの減少となっております。

ごみ排出量は景気の動向に左右されることが考えられることから、今後の推移に注意が必要と考えております。

人口につきましては、現計画の策定時は、人口は減少していくものと考えておりましたが、平成30年度では、推計人口と比べ、約35,000人増えております。

しかしながら、先ほど副市長のあいさつにもありましたが、将来的には人口は減少してくものと考えられることから、これらを踏まえた新たな人口推計が必要であります。

続きまして、2ページをお願いいたします。総排出量の内訳でございます。

燃やすごみの収集量につきましては、前年度は、燃やすごみの収集回数を週3回から週2回に変更した効果もありまして、約2,200トン、2.8%の減少となりましたが、平成30年度は、34トン、0.045%の減少となりました。減少は続いているものの近隣自治体との比較等を行い、減少率が少なくなった原因につきまして、分析を進めてまいります。

3ページをお願いいたします。数値目標の達成状況のうち、「1人1日あたり排出量」についてでございます。

平成25年度と比べまして、83g減少し、令和6年度の目標値760gに対して、763gと進捗率は96.5%となりました。

平成26年度以降は大きく減少しております。要因としましては、26年4月に実施された消費税の増税による消費の落ち込みや29年4月に実施した収集回数の変更等の施策により、市民のごみ減量への取り組みが進んだことなどが考えられます。

前回の審議会におきまして、収集回数が減少すると、なぜ、ごみ量が減少するのかとご質問がございました。

燃やすごみの収集回数を減らした目的は、ごみの減量及び分別の意識を持ってもらうことにあります。

ごみを出せる回数が減ることによって、排出するごみをなるべく少なくしようとするリデュースの動機づけや、燃やすごみの中には、適正に分別すれば資源となり得るものが約3割含まれていることから、資源物の分別を徹底する動機付けが働くことで、ごみ量が減少するものと考えております。

4ページをお願いいたします。資源化率についてでございます。近年、資源化率は伸び悩んでおり、目標値との乖離は大きい状況となっております。25年度は20.1%に対しまして、30年度は17.1%となっております。令和6年度の目標値27%以上に対する進捗率としましては、マイナス43.5%と目標の達成が難しい状況となっております。資源化率の向上のためには、焼却灰資源化の拡大等が求められるところでございます。

5ページをお願いいたします。焼却処理量についてでございます。焼却処理量につきましては、25年度と比べまして、約2,600トン、2.2%の減少となっており、令和6年度の目標値、96,000トン以下に対して、12%の進捗率となっており、目標達成が難しい状況となっております。焼却処理量の削減は、特に燃やすごみ排出量の削減と可燃系資源物の分別排出の成果に大きく左右されることから、今後も着実なごみ減量と分別促進が求められます。

6ページをお願いいたします。最終処分量についてでございます。最終処分量につきましては、25年度と比べまして、約2,000トン、約16%の増加となっており、令和6年度の目標値、7,200トン以下に対して、マイナス40%の進捗率となっており、こちらも目標達成が難しい状況となっております。最終処分量の削減につきましては、グラフで示しておりますとおり、25年度と比べ、焼却灰の再資源化量が大きく減少していることが影響しているため、焼却灰再資源化の拡大が求められるところであります。焼却灰等の発生量そのものは減少しております。焼却灰の再資源化に頼らない最終処分量の削減のためには、焼却灰等の残さ発生量の抑制につながるごみ減量・資源化施策が求められるところでございます。

7ページをお願いいたします。家庭系ごみの組成についてでございます。

厨芥類、これは生ごみです。生ごみ、紙類、プラスチック類が全体の約8割を占めており、引き続き、これらの品目のごみ減量・資源化対策が重要であると言えます。

なお、燃やすごみの中には、資源物として分別可能なものが多く含まれており、分別の徹底が求められるところです。

また、重量ベースでの組成割合が最も大きい生ごみは、約8割が水分であることから、排出量の削減や燃焼効率の確保等の観点から、排出前の水切り対策が求められるところです。

続きまして、8ページをお願いいたします。ごみ処理経費についてでございます。

毎年、実施しております、ごみ処理費用の原価計算結果から見ますと、25年度からごみ処理費用が減少を続けておりましたが、29年度は増加しております。

この増加につきましては、労務費の上昇により、収集運搬業務等にかかる経費が増加したことによるものです。

そのため、1キロ当たり、市民一人あたりの経費につきましても増加に転じております。

今後、将来的には新クリーンセンターの建設、稼働に伴いまして、減価償却費用等が経費として加算されることから、ごみ処理処分部門の経費が増加するものと考えております。

9ページをお願いいたします。市民一人あたりの経費の推移についてでございます。

現状は、国、県と比較しますと、少ない経費でごみを処理していることがわかります。

その要因としましては、第一に、本市は、国や県の平均よりも市民1人当たりのごみ排出量が少ないことが考えられるほかプラスチック製容器包装のリサイクルなどに経費をかけている一方で、人口密度が高いことや清掃工場を1ヵ所に集約していることが、ごみの処理効率に良い影響を与えていることや、委託化を推進してきたことなどが考えられます。

ごみ排出量や数値目標の指標の推移から見ますと、「1人1日あたり排出量」の数値目標が達成に近づいていることから、市民の皆様のリデュースに対する意識向上が、図られているものと認識しております。

一方で、「資源化率」につきましては、焼却灰の資源化拡大と燃やすごみの

中に含まれる紙類やプラスチック製容器包装類を分別する、さらなる分別意識の向上が必要であります。「焼却処理量」「最終処分量」につきましては、現計画との人口推計の違いも大きな要因であるため、将来の人口推計やごみの減量、資源化施策の効果を踏まえて、適切な目標値を設定してまいります。

なお、数値目標の考え方につきましては、次回の審議会でご審議をお願いする予定でございます。

説明は以上でございます。

【議題（１）（資料１ １～９ページ）についての質疑応答】

三橋会長：今、現状と課題について説明がありました。それぞれについて、課題の指摘、ご質問なり、内容のチェック、ご意見がありましたらご自由にお出しいただきたい。

岩田委員：進捗率が低いものに共通していたのが、焼却灰再資源化の問題だったと思うのですけれども、一時進んで、最近落ちていると理解していますが、その焼却灰再資源化が進んでいない理由を教えてください。

椎名副参事：クリーンセンターよりお答えいたします。

平成２４年度までのペースでございますけれども、平成２４年度までは非常に大きい資源化を行っていました。

これは、比較的安価に資源化を実施できて、大量の焼却灰を受け入れられる民間事業者があったことによるものです。

この事業者が事業を終了しましたので、資源化を受け入れられる民間事業者には限りがあるますことから、本市から出せる焼却灰の資源化の量を削減したということになります。

最近、民間事業者の方で、受け入れ容量の拡大の動きが見られますので、費用対効果などを見ながら資源化量については、順次増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

三橋会長：よろしいでしょうか。

岩田委員：ありがとうございました。わかりましたが、民間事業者というのは市内にあ

った事業所でしょうか。

椎名副参事：県外でございます。

岩田委員：多分、世の中でその1ヶ所だけで資源化をしているわけではなくて、県外であればいくつもあると思うのですが、そういったところは検討の対象になるのでしょうか。

椎名副参事：焼却灰資源化の事業者となりますと、ほぼ県外と考えておりますので幅広く検討しております。現在も複数の場所に出しておりますけど、1箇所が500トンといったレベルでございますので、民間事業者側の受入のキャパなどを考慮しながら、取引先を増やすなどしていきたいと考えております。

岩田委員：ありがとうございます。

三橋会長：ほかにいかがですか。

それでは、引き続き、次の10ページから14ページまで説明を続けてください。

【議題（1）】（ごみ処理の現状と課題について：資料1 10～14ページ）

佐久間課長：それでは続きまして、10ページをお願いいたします。ごみ処理体制の現状と課題です。

はじめに現状についてでございます。

収集運搬につきましては、家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収がございました。

家庭系ごみにつきましては、12分別を実施しております。

収集回数につきましては、平成29年度から燃やすごみを週3回から週2回、燃やさないごみ、有害ごみ、ビン、カンにつきましては週1回から月2回にする変更を行っております。

燃やすごみの収集回数につきましては、昨年度、夏場のみ、生ごみと紙おむつに限定し、週3回にする案を検討いたしましたが、実施を見送り、臭いの原因となる生ごみをいつでも捨てられる仕組みを作り、収集した生ごみを資源化することで、ごみの減量、資源化の促進と市民の利便性の向上を目指すこととなりました。

収集の主体につきましては、主に委託業者が行っております。

次に、事業系ごみにつきましては、排出事業者の責任による、収集運搬を原則としており、クリーンセンターに自ら運搬するか、市が許可した一般廃棄物処理業者に委託して処理を行います。

その他に、市民の自主的な資源回収活動として行われている集団資源回収がございます。

1 1 ページをお願いいたします。中間処理等の説明でございます。

収集した燃やすごみ、大型ごみ、燃やさないごみ、有害ごみは「市川市クリーンセンター」に搬入し、焼却や破砕等を行います。

ビン、カンにつきましては、市内の民間処理施設に搬入しております。

プラスチック製容器包装類につきましては、市内の民間処理施設に搬入した後、ペットボトルとその他プラスチック製容器包装に選別しております。

紙類、布類は市内の資源回収業者の施設に搬入しております。

最終処分につきましては、焼却残渣、破砕残渣、反応生成物をいずれも市外の民間処理施設に処分等を委託しております。

1 2 ページは施設の概要でございます。

1 3 ページをお願いいたします。処理体制に対する課題でございます。

収集運搬に対する課題といたしましては、収集体制の見直しにあたりまして、収集効率の確保、環境負荷の低減、コスト縮減等の観点から検証が必要と考えております。

また、本年7月からさらなる資源化促進のために、燃やすごみとして収集し、焼却している「剪定枝」につきまして、分別収集を実施し、チップ化等の資源化を進めてまいります。

また、剪定枝の分別収集に伴い、燃やさないごみ、有害ごみ、ビン、カンの収集を月2回から週1回に変更いたします。

これは、剪定枝の収集にあたり、燃やさないごみ等の車両を活用することで、効率的な収集を行うものでございます。

次に、中間処理に関する課題でございます。

クリーンセンターの建設を延期いたしますことから、現施設の操業延長に対する適切な対応、また、新施設の事業再開時期の検討が必要になってまいります。

この後の報告の中で改めてご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

最終処分につきましては、焼却灰等の処分先の安定的な確保が課題となります。

説明は以上でございます。

【議題（1）（資料1 10～14ページ）についての質疑応答】

三橋会長：今、処理体制について、具体的な対応について説明がございました。今の説明について、ご意見やご感想があればお出しください。

金子委員：まず、さきほど副市長もふれましたが、プラスチック製容器包装類の処理施設の現状。中国の受け入れがストップしたので全国的にプラスチックの売り先がなくなって、大混乱が続いているのですが、市川市の現状について。それから、クリーンセンターの建て替え延期について。

10年の延命化をやったけれども、さらに3年延ばすと。これはオリンピック景気が落ち着くまでとのことなんだけど、その影響はまったく心配ないのか。10年から13年になって。その点について、説明してくれますか。

川島次長：環境部次長の川島です。

先ほどの廃プラの問題についてですが、今、中国へ輸出ができなくなったダブっているものは、あくまでも産業廃棄物でございます。

私どもで、容器包装リサイクル法に基いて、市民の皆さまのご協力のもと集めているのは、あくまでも一般廃棄物のプラスチックでございます。これは国内で資源化されておりますので、これについて処理が滞っているということはございません。

ただ廃プラの処理につきましては、新聞報道でもございましたように、市町村への処理依頼の通知がきたところでございますので、その処理については、一義的には産業廃棄物ですので、排出者に処理責任があると思っておりますので、慎重に検討をしていかなければならないと思っております。

また、後ほどご報告いたしますが、松戸市の廃棄物の受け入れを計画しておりますことから、余力的には、産業廃棄物を受け入れる余力はございませんので、受け入れる体制にはないと、現状ではそのように考えております。

また、クリーンセンターの延命化につきましても、延命化工事を行って延ばしたところでございますが、さらにそれが延びたことによる不安感につき

ましては、プラントメーカーと詳細な打合せも行っておりますので、数年間の延期につきましては、特段の支障はないとの回答が得られておりますので、数年間の延期については、トラブルがないように努めてまいります。以上でございます。

金子委員：プラスチックの行き先ですけれども、民間のいわゆる産業廃棄物の分は、輸出が止まっていて影響があるけれども、市川市で処理しているものは、国内で処理されているので、心配はないと。

こういう答えなんですが、産業廃棄物の処理と、市の国内の処理と何が違うのか分からない。

だったら産業廃棄物も国内で処理すればできないのか。

話としては別なのかね。

クリーンセンターについては分かりました。

川島次長：国内での容器包装プラスチックは、生産者責任もありまして、容器包装をしている事業者がお金を出して、そして、われわれ自治体は集めて、事業者の再資源化のために戻しているという、事業者側の、製造した側の責任でやっております。

産業廃棄物につきましては、事業で行って出たプラスチック類を、排出者、使ったものの責任で費用負担をしておりますので、それが中国で売れるということで集めていたものが、いきなり止まったために、費用のところでは止まっているということだと思っております。

三橋会長：プラスチックの問題は日本だけでなくいまや、世界的にも大きな問題となっているわけですね。

今説明いただいた話を、一般の市民は知っているのでしょうか。

一般廃棄物として処理されるプラスチック、産業廃棄物として処理されるプラスチックとでは処理する主体に違いがあることをはっきり分かるかたちで、一般市民に伝えたほうがいいと思います。

一般廃棄物のプラスチック、産業廃棄物のプラスチック、対応の仕方、処理の仕方の違い、市川市ではこういうように対応しているんだとか。

そういうようなことを一般市民にわかりやすく伝えていただけると、分りやすくなっていいと思うので、そういった配慮も答申をつくるなかで考えていただければと思います。

それでは、残りの15ページから17ページの説明をお願いします。

【議題（１）】（ごみ処理の現状と課題について：資料１ １５～１７ページ）

佐久間課長：それでは、１５ページをお願いいたします。

じゅんかんプラン２１に基づく重点施策の実施状況についてでございます。重点事項は全部で８点ございます。

分別の徹底に向けた広報・啓発の強化につきましては、説明会の開催、ごみ分別アプリなどの新たな広報媒体の導入、幼稚園や保育園等を対象とした環境学習の充実を行っております。

生ごみの減量につきましては、フードドライブの開催などの食品ロスの削減、生ごみの水切り促進、生ごみ堆肥化、減容化容器購入に対する補助を行っております。

１６ページをお願いいたします。

リユースの促進につきましては、リユースショップの紹介等を行っております。

経済的手法の活用につきましては、家庭ごみの有料化がごみ減量効果を期待できる有力な施策であるため、実施時期を含めて、引き続き検討する施策として位置づけております。

事業系ごみの減量・資源化対策につきましては、排出事業者に対する広報等の強化、小規模事業者に対する分別・資源化の指導支援、資源物の分別等を指導するためのクリーンセンターにおける搬入物展開検査の強化、市外のごみの搬入を防ぐための、クリーンセンターにおける排出元確認の強化を行っております。

１７ページをお願いいたします。

不適正排出対策の強化につきましては、市内の不動産業者の業界団体に依頼し、外国人を含む転入者への啓発資料の配布を依頼するなど、連携して未然防止対策を実施しております。また、ルール違反ごみの厳格化として、指定袋以外で排出されたごみの、取り残しを実施し、状況が悪い集積所に対しましては、個別に指導を行っております。

家庭ごみの分別収集の見直しにつきましては、２９年４月から収集回数の見直しを行い、家庭ごみの有料化と併せて、戸別収集方式の導入を検討しております。

最後に、クリーンセンターの建替え計画の具体化につきましては、さきほどご説明したように建替え延期を決定しております。

説明は以上でございます。

【議題（１）（資料１ １５～１７ページ）についての質疑応答】

三橋会長：ありがとうございました。それでは、今の説明について、ご質問等あればお出しください。重点施策についてこういうふうに行っていると、実施状況について説明がありました。

柳沢委員：燃やさないごみ、ビン、カンなどが、月２回、第１第３、または第２第４となったと思うんですけど、それを週１にするという、何か大きな理由があるのか教えてください。

佐久間課長：お答えします。まず、収集回数を戻す以前に、燃やすごみをもっと減らすことができないかという、考えがございまして、それでお庭から出る剪定枝、木の枝について資源化できないかということを考えまして、今年の７月から剪定枝を資源化するというので進めております。

お手元にお配りしているじゅんかんニュース、こういったもので自治会等への周知を進めているところです。

この剪定枝を資源化するのに、なぜ、ビン、カン、不燃、有害の収集回数を変更するかにつきましては、できればお金をあまりかけずに剪定枝を収集したいという考えがございました。ビン、カンと不燃、有害を収集するトラックというのは、１週目・３週目、２週目・４週目と収集品目は違っても、同じ車両で収集しています。

その車を使って収集するためにどうしたらよいかというのを考えまして、週１回にすることで、例えば１回目はビン、カンを収集します。２回目は不燃と有害、剪定枝を収集しますということにすれば、車を増やさなくても剪定枝を収集することができるというのが分かりまして、収集効率を維持するというか、費用をかけないで収集するために、収集回数を戻すということでございます。

以上でございます。

柳沢委員：ありがとうございます。

金子委員：月２回を週１回にというと、費用は増えるのだろう、倍になるのだろうと。私も当時説明いただいた時、同じような説明を受けて、その時、月２回を週１回との表現ではかえって誤解をまねくのではという話をしましたよね。要するに、月２回が週１回というのは、月４回、倍になると。そうすると費

用が余分にかかるのでは。

今の説明で分かるんだけど、聞かないとなんで月2回が週1回になって費用が同じでできるのか、わかるような説明ができるようにしたほうがいいと思います。

三橋会長：今、委員からご指摘があったように、できるだけ誤解のないような分かりやすい説明を心がけてください。

松本委員：剪定枝はそんなに出るのでしょうか。あまり見かけないもので。

安東委員：出ます。燃やすごみのところにいつも出ます。

ごみって4つ5つ出していたら全部持って行かないんですね。

だけど、私が出したのが一つでも、隣の人が出したらもっていられないことがある。

なんで私の出したのだけ置いていかれるのかなというのがあるんです。

じゃあ名前を貼らなきゃいけないのかというのは、ご近所さんと、剪定した枝が一杯出ると、大きな庭だとたくさん出ますし、その辺はしっかり、名前を書いてもらうのか。どういう風にしていただけるのか。その辺を検討していただけると私たちは出しやすいと思います。

二宮課長：清掃事業課 二宮と申します。よろしくお願いいたします。

いろいろなお困りのところもあると思いますので、やり方についてはいいように検討してまいりたいと思っておりますので、是非、今後ともご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

三橋会長：他にいかがですか。

青山委員：リユースの促進ということで、リユースショップ等の活用促進とありますが、これからどのようにして、大型の家具とかそういったもののリユースということですね。これを販売すると。

今はショップはどちらにあるのでしょうか。

リユースのショップも、市の財源になっていくのかなと、積極的にしていければ。これについて伺いたいのですけど。

西倉課長：リユースショップに関しましては、これまでも清掃公社のほうで、リサイクルプラザ、そういったところでやっております。

また、ホームページでもリユースショップのご案内をしております、そういったところで啓発して、できるだけ皆さんの利用の促進といいますか、そういったところを啓発していきたいと考えております。

青山委員：リユースはこれからの大事な財源というか、再利用ですよ。

今、リサイクルショップも流行っていますよね。テレビでも不要になったもの、古着なんかも50円、100円で買って、300円で売ったり、そういうのでも必要なものがあるので、これをもっと違うかたちで考えていくと、市民にも有効だしいのかなと思いますけど。
よろしくをお願いします。

三橋会長：リユースについて、ビジネススペースでメルカリの手法が話題になっています。メルカリのリユース用品の売買の仕方を市川市のような自治体が導入してリユース品の利用拡大を促進させ、市の財源を増やすなどの方法は難しいですか。
この点について、何か感想なり、お考えがあればお聞かせください。

西倉課長：収入とかそういったところの整理は必要になってくるかと思います。お金の絡むところですね。
ただ、利用促進に関して、それが効果的であったり、そういったもののハードルを越えることができるようであれば、そういったところも含めて研究して、考えていくことは可能だと思います。

原木委員：燃やすごみの中に、先ほども説明がありましたが、かなり紙類等が含まれているかんじがするんですよ。
私もよく集積所を歩いてみるんですけど、資源にする紙類で出している人が本当に少ないような気がするんですよ。
見回すとポツンポツンとあるだけで、ほとんどの人が燃やすごみの中に入れてしまっている現状だと思うのですが、どのように市では把握しているのでしょうか。
もっと市民に周知を徹底したら。私は徹底的にやっているんですよ。自分としては2週間に1回ずつA4の紙箱に入れて、それをショッパーに入れて出しています。そういう人は本当に少ないように見受けられるんですけど。

佐久間課長：お答えします。まず周知・啓発が重要だと考えています。

そして、29年度に燃やすごみの収集回数を3回から2回にしたときに、全

部の自治会に説明会をさせていただいて、その中で、雑がみの出し方を皆さんにお知らせしたことで、去年の審議会でご説明させていただいたことと同じ内容になりますが、雑がみ、いわゆる雑誌という分類が、増えてきたと思っています。

市民の皆さまにごみを減らすのが環境に良いことだということをとにかく繰り返しご説明するのが一番重要なものと考えていますので、引き続き周知啓発を進めていきたいと思えます。

原木委員：でも集積所をまわってみますと、そんなに出ている感じがしないんですよね。場所によるんですかね。うちのほうがあまりマナーがよくないのか。もう少し私も徹底させます。

三橋会長：よろしいでしょうか。

それでは時間の都合もありますので、次の議題（２）「基本計画改定スケジュールと今後の審議会について」事務局のほうから説明をお願いします。

【議題（２）】（基本計画改定スケジュールと今後の審議会について：資料２）

佐久間課長：それでは、資料が変わりまして、資料２をご覧ください。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、本日の第１回審議会のあとに、今年度中に４回の開催を予定しております。

来年の２月に答申案のとりまとめをお願いしたいと考えております。

各回のテーマは中段の四角で囲った部分になります。

一番下の「計画書策定作業」をご覧ください。

計画内容を検討する際に、市民の皆様のご意見も伺いながら進めていきますので、アンケートの実施と環境市民会議、その中でごみに関するテーマで意見交換を行っていただく予定です。

そういったことを踏まえまして、本年度中に答申をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

【議題（２）についての質疑応答】

三橋会長：今の改定スケジュールは、全部で５回の審議会を通して答申をつくりあげていくということで、その日程が記されています。何かご意見なり感想があれば

ばお出してください。

金子委員：今度の市長の諮問を受けて、一年でまとめていくということですが、先ほどもふれていましたけど、いわゆる数値目標。

これは1人1日あたりの排出量がいいと思う。他は程遠いという報告を受けていて、この数値目標に対する、新たな目標設定というか、人口が増えている、予想もしなかった、減少すると思ったら増えていると。したがってこういうかたちになっている。目標が達成できないひとつの根拠になっている。

この一年間の中で数値目標の見直しまで考えているのか。

佐久間課長：お答えします。

具体的な数字についてまで、ご審議いただくということは考えていないのですが、考え方として、このあと人口推計について、こういったものがありますという紹介を第2回目以降でさせていただきます。それに基づいて出すごみ量が妥当かどうか、人口推計をもとにやりますけど、それ以外にも考え方として妥当なものがありますかということをご審議いただきます。具体的な数字までをみなさんに話しあっていただくということではございません。

以上です。

金子委員：そうすると、言ってみれば計画ができてから長い間経っていて見直しをしよう。ほとんどこれにふれていないんだよね。

だから我々審議会が見直すべきだという答申もありえるということでしょうか。会長、そういうことでしょうか。

三橋会長：はい。

ほかにいかがでしょうか。

これから答申をつくっていくにあたって、こういうような視点を特に強調したほうがよいのではとか、そういうことでもかまいません。

せっかく、新しい計画をつくるわけですから、やはり時代の流れみたいなものもうまく取り入れて、アクセントをつけるといいなと思います。

例えば、先ほど議論になったプラスチックの市川市としての対応について、誤解されないようにしっかり書くとか。あるいはリユースの問題も先ほど質問したのだけれども、例えばクリーンセンターに持ち込まれたものに、ちよっと手を加えて、持ち込まれたものはただで持ち込まれるわけですよ。

佐久間課長：有料です。大きさと重さによって値段が決まります。

三橋会長：お金をとって受け取るわけですね。それに例えば手を加えて使えるようなものにして、販売するということになると、有料で持ち込んだ市民の方から文句が出るかもしれませんね。

お金をとっておきながらそれに手を加えて、リユース製品として販売し、何がしかのお金をとって出して市の財源にするというのは、それほど不自然ではないようにも思えます。

市川市として、いろいろプラスマイナスを検討していただければと思います。

以上は、私のほうから問題提起としてお出ししたので、やれということではありません。

安東委員：メルカリとかそういうものは、市川市みたいに大きさとかでお金をとることではなくて、自分の家にあるものをネットに載せて売るんですよ。だから運んだりとかそういうのは全部自分なんです。もし引越するとき、自分の家のものが、これとこれがいらぬよという風にあげるんですよ。そうしたら本人から私のところに電話がかかってきて、じゃあ売りますと。持っていくのは本人が持っていきます。こっちはネットにあげるだけなので、役所がそれをしようとするとうごく大変なことになると思います。

三橋会長：今、私が申し上げたのは、ひとつの問題提起でして、新しい可能性があればマスコミの話題になり、市川市の廃棄物処理行政にアクセントをつけることになるのではと問題提起したわけです。

青山委員：前に売っていましたよね。リユースショップで。今はどこで。

松本委員：クリーンセンターの近く、清掃公社です。

青山委員：あんまり行かない。そんなとこまで家具なんか買いに行かないよね。

安東委員：行く人は行きます。

青山委員：前に一度質問したんですよ。大事な資源なんだから。前に僕も、たんすかなにかがいっぱいあったんで、取りに来てもらったのかな。それを2万か3万

で売ってましたよ。そういうところをもっと市民の目につく所におけばもっと売れるんじゃないかな。引越しのときにテレビとかいろいろでるんですよね、いらぬものが。それをリサイクルショップへ持って行って1万円くらいで売って、5万円くらいで売ってますよ。それをビジネスにするといろいろと問題があるかもしれないけど、市の財源になると思うし、清掃行政の負担も、人件費とかありますから、もっと目につくところにおかないと、せっかくいい物を売っているのに、清掃公社にはなかなか行かないですよ。普通の人。知っている人は少ないんじゃないのかな。

安東委員：さっき三橋会長が言われたように時代の流れに乗るということを見ると今の若い方はそういうところに行くんじゃないで、本当にネットなんです。だから、三橋会長も多分、市もそういうアクションを起こしたらどうかという、そういうかんじだと思うんで、実際に私たちの年代の人がやるかというほとんどの人がやらない。

青山委員：やらないですよ。だから、そういうのは若い人に任せて。

安東委員：清掃公社にわたしたちのたんすを持っていってくれといっても、これはダメですとか、そういうのがすごくあるんですよ。

青山委員：前は取りにきたよね。

安東委員：取りに来ると来ないのがあるんですよ。これはリサイクルはできませんというのもある。

二宮課長：すみません、清掃事業課でございます。

大型ごみの収集は、現在させていただいております、先ほどの説明の中でも、大きさによって金額が変わってくるということでお話をさせていただきました。また、それとは別に清掃公社でリユースできるものを販売させていただいているというのが、今の現状でございます。

今現在の市の考え方でいいますと、メルカリなどリユースできるもの、それを民間できることは民間でやっていただくという考えで、現在はあります。ただ、今回お話をいただきましたので、何ができるのか考えながら進めていければと思っております。

あとはリサイクルプラザ、前はコルトンプラザの所にあったかと思うんですが、販売する額と家賃を考えるとなかなか採算をとるのが難しかったりする。やはりみなさんの善意のなかで他の方へお譲りいただく、なるべく安

い金額でお譲りいただくということを考えておりますので、多分、民間ほど高い値段をつけたりとか、そういうことは行政でやると中々難しいところが出てくるとは思っております。ただ、何かうまく仕組みを変えることによって、何かできることがあればやっていければと思いますのでよろしくお願ひします

三橋会長：ありがとうございます。それでは、次の議題に移らせていただきます。次は報告事項について、お願ひします。

【報告（1）】（市川市カラス被害防止条例の施行について：資料3）

二宮課長：清掃事業課でございます。資料3「市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例」ということで、ご報告をさせていただきたいと思ひます。

この条例ですが、平成31年1月1日より施行されております。この条例の目的といたしましては、カラス被害対策を講じることで、市民が安全安心で快適な生活を送ることができる環境の向上に寄与するというを目的としております。

基本理念としましては、カラス被害対策は、市、事業者、市民等がそれぞれの責務を認識し、相互に協力及び連携をして行う、被害を減らしていくということを基本理念としております。

それぞれ、市、事業者、市民がやるべき責務というのを定めておりますが、まず市の責務としましては、カラス被害に対する指針を策定して、それに基づく施策を実施していく。また、カラス被害の対策に関する要望の収集に努めて施策の啓発、情報の提供、助言、その他必要な措置を行う。また、より適切な推進体制、被害を減らしていくための体制を整備していくということを市の責務としております。

次に事業者ですね。事業者というのは、集合住宅の所有者であったり、または管理会社ですね。そういう方たちの責務としては、事業活動を行うにあたり、自らがカラス被害を発生させないようにするとともに、市が実施するカラス被害への対策に積極的に協力するというようにしております。

市民の責務といたしましては、自らがカラス被害を発生させないようにするとともに、市が実施するカラス被害の対策に積極的に協力するということで定めております。

また、この中でポイントとさせていただいているのが、集合住宅におけるカラス被害の防止及び低減ということで謳っております。これは、平成14年

以前に建った集合住宅については、専用のごみ置場が設置されておりません。これは宅地開発条例の中で、今現在は専用のごみ置場を設置しなければならないものとされておりますが、平成 14 年以前の建物に関しましては、その義務がなかったものですから、特に集合住宅での問題が、多発している状況でございます。その中で、集合住宅の所有者は、カラス被害を発生させないようにごみ集積所の設置及び管理をしなくてはならないとさせていただいております。市としましては、指導、助言などを行ってまいりますが、この指導や助言に対して、従わない場合につきましては、市は改善勧告、改善命令、それから違反事実の公表などを行うことができるということにさせていただいております。

市が協力させていただいていることとしましては、カラス対策ネットをお配りしたり、金網式のごみ箱を貸与したり、また新設の集合住宅に対しては、ごみストッカーの設置の指導をさせていただいております。

ざっとではございますが、カラス条例についての説明をさせていただきました。以上でございます。

【報告（1）についての質疑応答】

三橋会長：今、カラス条例についての説明をしていただきました。何かご感想などおありですか。

条例としては市川市が最初ですか。

二宮課長：ごみ集積所のカラス対策としては多分、市川市が最初ではないかなと思います。

三橋会長：はい。ありがとうございます。それでは、次の（2）「次期クリーンセンター施設整備事業について」をお願いします。

【報告（2）】（次期クリーンセンター施設整備事業について：資料4）

阪田課長：新クリーンセンター建設準備課からは、次期クリーンセンター整備・運営事業の延期と環境影響評価手続きの進捗状況についてご報告させていただきます。資料4をお願いいたします。

まず、次期クリーンセンター整備・運営事業の延期についてでございます。次期クリーンセンター整備・運営事業につきましては、現クリーンセンター

が平成6年の稼働から約25年が経過し老朽化が進んでいることから、令和6年度の本格稼働を目指して建設計画を進めていたところでございます。しかしながら、2020年東京オリンピック・パラリンピックなどの影響による建設業界の需要増加等の要因により、建設事業費が基本計画の時点より100億円以上高騰していることから、東京オリンピック・パラリンピック終了まで事業を一旦延期し、建設費の動向について注視することとしたものでございます。

また、事業の延期に併せて、生ごみの資源化や次期クリーンセンターの付加価値を更に高める方法等について検討する予定としております。

次に環境影響評価手続きの進捗状況についてでございます。

環境影響評価とは、次期クリーンセンターの建設事業が周囲に及ぼす影響について、事前に調査・予測・評価するとともに、環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関等の意見を取り入れつつ、事業の実施の際に環境保全への適正な配慮を行うための仕組みになります。

環境影響表の手続きの流れといたしましては、平成28年度には、事業計画書、調査方法や調査項目を決める方法書の作成、29年度には、方法書に準じた現地調査を行いまして、昨年度は調査結果と予測評価をまとめた準備書を作成し、それに対する知事意見が出されたところでございます。

今後は、知事意見を十分尊重して、必要に応じて準備書に修正を加えた評価書を作成し、今年度中に公告・縦覧を行い、工事着手前の手続きを完了させる予定としております。

新クリーンセンター建設準備課からの報告は以上でございます。

三橋会長：ありがとうございました。結構、東京オリンピック・パラリンピックに向けて建設費が高騰しているのですね。今の状態だと当初の予定より100億円以上高騰しているのですか。すごい金額ですね。
何かご質問はありますか。

【報告（2）についての質疑応答】

—特になし—

三橋会長：それでは、報告（3）「松戸市クリーンセンター建替えに伴う、松戸市のごみの受入について」をお願いします。

【報告(3)】(松戸市クリーンセンターの建替えに伴う、松戸市のごみの受入について：資料4)

椎名副参事：クリーンセンターからの報告となります。資料5をお願いします。

まず、資料の左側、松戸市の状況からご説明いたします。松戸市には市内にクリーンセンターが2施設ございまして、そのうちの 하나가、老朽化により、建て替えの時期をむかえております。

建替えには、約10年ほどかかるそうなのですが、その期間中、松戸市では、ごみの処理能力が不足することから、近隣市に、ごみの処理の応援をお願いしたいとしております。

具体的には、1日当たり約70トン分のごみの処理を、特に、ごみの運搬に外かん道を利用可能な、市川市、浦安市に応援をお願いしたいとしております。続きまして、資料の右側です。市川市と浦安市の対応についてでございますけれども、市川市、浦安市では松戸市からの応援要請の申入れを受けまして、松戸市の窮状を鑑み、自治体間の相互支援の観点から、松戸市のごみを受け入れる方向で検討を進めてまいりました。

市川市におきましては、先ほど説明がありましたけれども、クリーンセンターの建替えを計画しているところではあるのですが、ごみの減量が進んでいることもありまして、今のクリーンセンターに限って言えば、処理能力には比較的余裕がありますことから、今のクリーンセンターが稼働している期間に限り、本市のごみ処理行政に一切支障のない範囲で、松戸市のごみ処理を応援してまいりたいと考えております。

なお、ごみの処理にかかる費用につきましては、本市のごみ処理にかかる原価を基本にいたしまして、松戸市が全額負担いたします。

次に、受入計画についてですが、受入の開始時期としましては、来年度の4月1日より、受入量といたしましては、市川市分としては、1日当たり約50トン分のごみを、車両台数として、約8台に積み替えた上で、受入れることを予定しております。

搬入経路につきましては、市内の交通に影響を与えないよう、外かん道の地下の有料道路部分及び、地上部は、外かん道の側道部分を通行することを計画しております。

通行量を1日8台に減らす工夫や、市内の市街地を一切通行しないようにするなど、近隣の皆様に大きなご迷惑をお掛けすることのないように計画してまいります。

クリーンセンターからの報告は以上となります。

【報告（２）についての質疑応答】

三橋会長：ありがとうございました。松戸市クリーンセンターの建替えに伴う、松戸市のごみの受入について説明していただきました。これについて、ご意見なりご質問なりあれば伺いたいと思います。

金子委員：松戸市の１０年というのは、市川市の例を見てもそんなにかかるのかなと。こんなに長期化する建替え計画の理由が分かたらお願いしたいのと、それから費用については、松戸市が負担することだけど、概ねトン当たりいくらかと踏んでますかね。それが収入になるとのことですから。１日５０トンですからね、トン当たりいくらかというのが分かれば。

椎名副参事：クリーンセンターからお答えいたします。

松戸市の建替え期間が１０年間ということについては、建替えるのが、高柳というところにあるクリーンセンターでして、同じ敷地内で、クリーンセンターを建替えるという計画としております。今あるクリーンセンターを解体してから、同じ場所に新クリーンセンターを建替える計画となっておりますので、市川市のように隣に建てるのとは違いますので、解体期間も含めて、約１０年を計画していると聞いております。

それから２点目、本市の収入がどれくらいになるかということについてですけれども、本市のごみ処理原価は、１トン当たり約２万円となっております。今回、松戸市のごみは、年間約１万５，０００トンの受入を予定していることから、約３億円を超える収入を見込んでおります。

以上となります。

金子委員：解体期間も含めて１０年と。それにしても１０年かかるのは、松戸市の計画だから余計なことは言えないけど、ずいぶんかかるなどの印象を受けました。仮に早期に建設が終われば、それも短くなるということなんでしょうね。約３億円、大事に使いましょう。

三橋会長：他にございますか。

それでは、本日の議題はこれですべて終了ということになります。

事務局から何か連絡事項があればお願いします。

【事務連絡】

上原主幹：次の審議会の開催につきましては、8月頃を予定しております。日程につきましては、事務局のほうからご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。
以上でございます。

原木委員：場所はこちら（仮本庁舎）ですか。

上原主幹：場所は、市川駅のほうで考えてはおりますが、まだ未定でございます。またそれも分かりやすいかたちでお知らせいたします。よろしくお願いたします。

【閉 会】

三橋会長：それでは、以上をもちまして、第87回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。
今日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。

(閉会：午前11時30分)